

広報えんがる

瓦版

2022年(令和4年)

2月20日(日)

発行：遠軽町役場
総務部企画課

電話 42-4818
FAX 42-3688

徐々に低下する感染予防効果

3回目ワクチンの早期接種を

げんき21(集団接種)の予約枠に空きがあります

町では、18歳以上で2回目接種完了から6か月以上経過した方を対象に、一般の方も含め順次前倒して3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を進めています。

現在、対象となる方には予防接種済証、予診票、案内状を6か月経過する前に月1回順次郵送しています。

使用するワクチンについては、ファイザー社及び武田/モデルナ社のもので、1・2回目と異

なるワクチンを用いた3回目接種でも安全性や効果が確認されています。

ワクチンは高い発症予防効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されていますが、その感染予防効果などは時間の経過に伴い、徐々に低下していくことがさまざまな研究結果などから示唆されています。

接種券が届いた方は、新型コロナウイルスの感染や重症化を

予防するためにも、ワクチンの種類に関わらず、3回目のワクチンを早期に接種していただきますようお願いいたします。

「ワクチン接種予約方法」

インターネット及び電話で受付を行っています。

予防接種済証を準備し、インターネット受付は、インターネット受付は、町ホームページから、電話受付については、左記QRコード



遠軽町ホームページ



▲追加接種をする佐々木修一遠軽町長

佐々木町長3回目はモデルナ

佐々木修一遠軽町長は、新型コロナウイルス追加(3回目)接種を行い、武田/モデルナ社のワクチンを接種しました。

1・2回目はファイザー社のワクチンを接種しており「それぞれ個人差はあると思いますが、私は2回目よりも3回目の方が発熱の症状が軽かった」と話していました。

3回目ワクチン接種の効果等

- ・3回目接種に使用するワクチンは、いずれも同じmRNAワクチンという種類のワクチンです。オミクロン株に対する1・2回目接種による効果は、時間の経過により低下しますが、3回目接種で回復し、3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。
- ・武田/モデルナ社の3回目接種は、1・2回目で用いた量の半量となり、2回目接種と比較して発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

ルセンターへご連絡をお願いします。

なお、3月中旬以降、げんき21で実施している集団接種(ワクチン・武田/モデルナ社)の予約枠に空きがありますのでご利用ください。

遠軽町コロナワクチンコールセンター
☎0570-022030

まん延防止等重点措置 3月6日まで延長

新型コロナウイルス感染症が全国で猛威を振るう中、国は2月18日、北海道を含む17道府県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の延長(3月6日まで)を決定しました。

道の直近の感染情報の発表によると、町内で1月30日(日)から2月5日(土)までの7日間累計で102人、2月6日(日)から2月12日(土)までの累計で52人の感染者が確認され、依然として予断を許さない状況が続いています。

町民の皆様におかれましては、「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えるなど、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。」

問危機対策室 ☎42-4811

新型コロナウイルス感染症で 自宅療養されている方へ

～買い物代行・配達(置き配)～

町では、新型コロナウイルス感染症の陽性者で保健所の指示により自宅療養となった方のいる世帯で、濃厚接触者が外出し、買い物をすることが困難な世帯や親類・知人の支援が受けられない世帯を対象に、食品や日用品の買い物代行・配達(置き配)を行っています。



お困りの方は、ご相談ください。

問危機対策室 ☎42-4811

～図書の宅配(回収)～

町では、新型コロナウイルス感染症の陽性者で保健所の指示により自宅療養となった方のいる世帯で、濃厚接触者が外出し、図書館へ行くことが困難な遠軽地域の方を対象に、図書の宅配や回収を行っています。



詳しくは、お問い合わせください。

問遠軽町図書館 ☎42-3632

自宅へ帰宅することが不安な方へ

町では、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、自宅へ帰宅することが不安な、医療や福祉施設の従事者などを対象に、一時的退避施設の相談を受け付けています。

詳しくは、お問い合わせください。

問危機対策室 ☎42-4811



コロナ差別に悩んだときは 人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見、嫌がらせ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

■コロナ差別にお悩みの方へ

みんなの人権 110番(平日8:30～17:15)

☎0570-003-110